



## **環境人材育成コンソーシアム（仮称）**

**準備会へのお誘い**

**（概要版）**

平成21年1月 30 日版

# アジアの環境人材育成の必要性

近年、人類は持続可能性をめぐるさまざまな問題に直面しており、それらへの対応が喫緊の課題となっています。また、昨今の経済危機の下、「グリーン・ニューディール」、「グリーンジョブ」などの、環境保全により経済社会の活性化を目指す、国家の社会システムのパラダイムシフトが求められています。

このような状況のなか、環境立国をかかげる「日本」として、持続可能な新しい社会づくりにむけて、グローバルに活躍する経済社会のグリーン化を推進していく人材、いわゆる「環境人材」の育成に積極的に取り組んでいくことが必要不可欠となっています。

## 環境人材(持続可能な新しい社会経済システムの構築を担う人材)とは？

環境人材は、行政・企業等における環境部局に限らず、あらゆる部局、分野において必要とされており、自らの専門分野の中に環境保全を内在化させ、経済社会のグリーン化を推進していく人材です。

### 環境人材=T字型の人材

環境保全・持続可能性についての分野横断的な知見—俯瞰力・鳥瞰的視点を持つ

自らの専門性と環境の理解

専門性を充分身につける—法学、経済学、工学等

環境人材とは、

- ・ 社会変革のための新しい発想、構想、企画力
- ・ 現在及び将来の社会が直面する課題への問題解決能力
- ・ 環境保全を通じて仕事を創出し、経済を活性化させる実践のための行動力

などの能力を有する人材

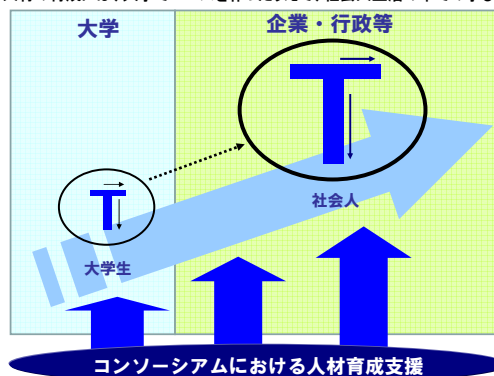
## 環境人材育成へのアプローチ：産学官民連携コンソーシアム

環境人材の育成を実現するには、人材を育成する場である大学と、人材を受け入れ、もしくは育てるニーズを持つ企業・行政・NGO等の双方、すなわち産学官民すべてのステークホルダーが協働し、情報・人材の交流・発信を行うことができる、実践的なプラットフォーム＝「環境人材育成コンソーシアム(仮称)」が必要です。

“T字型”人材の育成には、大学でベースを作ったうえで、社会生活の中での学びが必要。

### 産学官民が連携したコンソーシアムの必要性

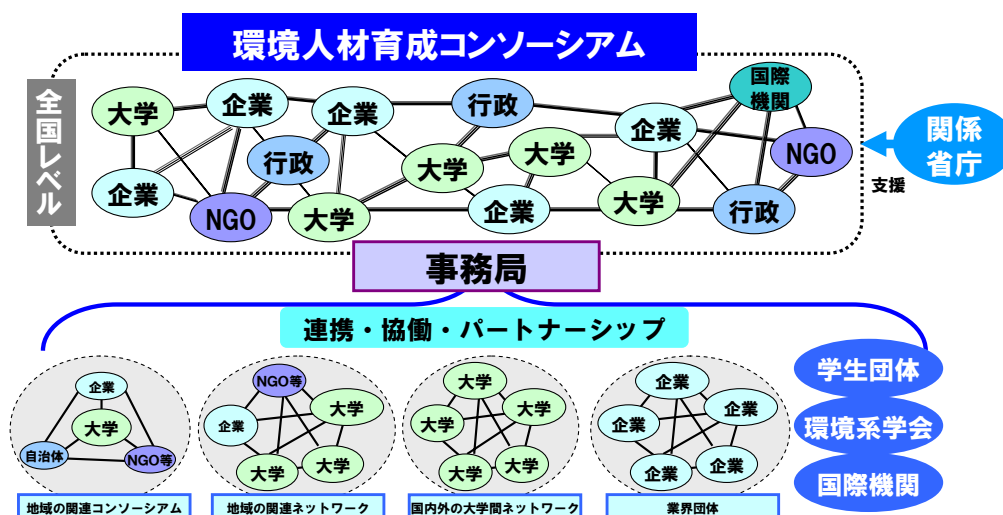
- ・ 産学官民の交流・連携による実社会のニーズに対応するスキルを有する人材の育成
- ・ 大学等の教育機関、企業等が所有しているそれぞれのリソースやノウハウの有効活用
- ・ フィールドワークやインターンシップ等の実践教育を行う場や外部講師等の人的リソースの提供を通じた、実践的・効果的・効率的な大学教育プログラムの立ち上げ、の効率的・効果的実施



# 環境人材育成コンソーシアムについて

## コンソーシアムのイメージ

コンソーシアムの構成主体は、大学、企業、行政(省庁、自治体)、NGO、国際機関などです。また、地域レベルで形成されている大学間もしくは大学・企業等による地域コンソーシアムや、学生団体との連携・協力関係を構築していきます。またコンソーシアムには、事務局を設置することとします。

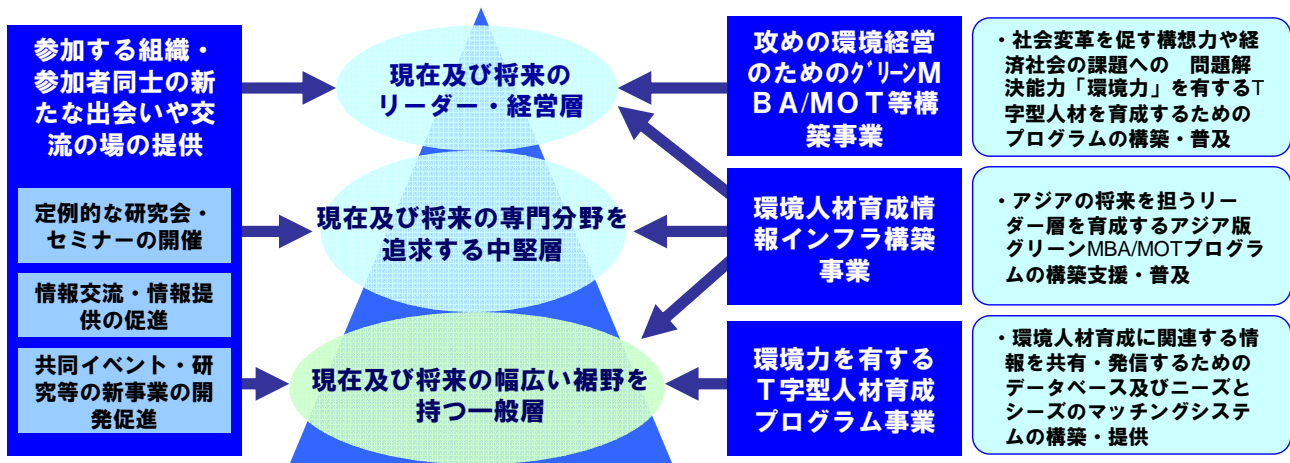


## コンソーシアム設立に向けて

- 平成 21 年度中に、産学官民の参加と協働によって、「環境人材育成コンソーシアム(仮称)」の設立を目指します。
- 「環境人材育成コンソーシアム(仮称)」の立ち上げ準備のため、「環境人材育成コンソーシアム準備会」を、平成 21 年春に設置します。

## 準備会・コンソーシアムでの事業イメージ

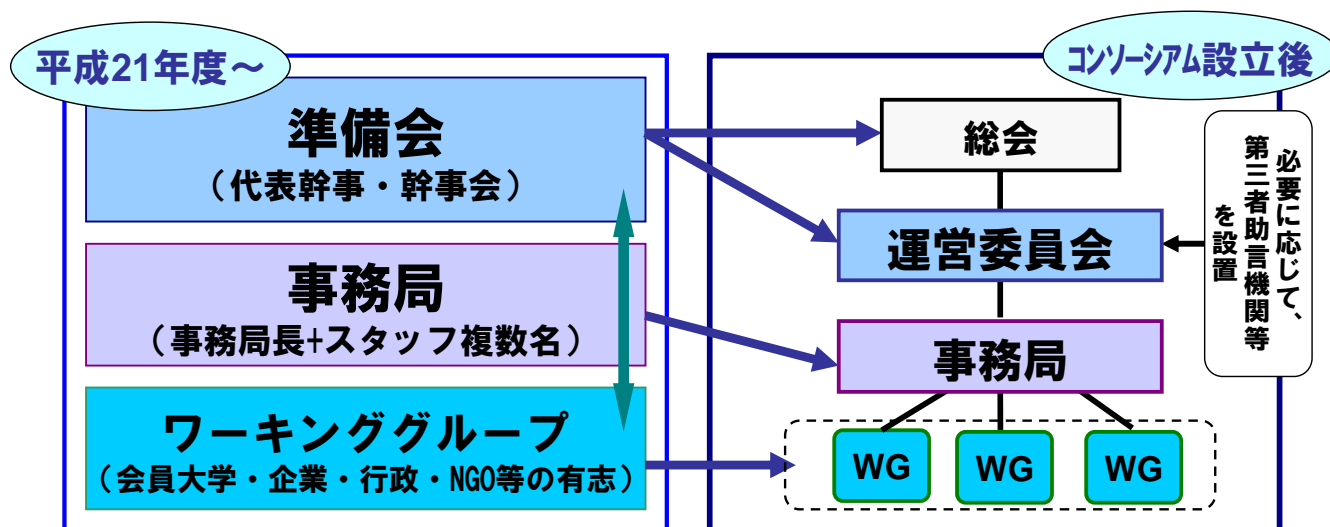
平成 21 年度に活動を開始する予定の準備会、およびその後に設立する予定のコンソーシアムでは、基盤的な事業として、準備会およびコンソーシアムに参加する団体、組織、個人の出会いや交流の場を提供することを計画しています。また、準備会の段階から、複数の中核的事業を試行的に実施する予定です。



# 環境人材育成コンソーシアムの運営について

## 準備会及びコンソーシアムの運営

- 参加者(会員)の互選により若干名の幹事を選出し、幹事会を構成します。また幹事の互選により、複数の代表幹事を選出します。代表幹事は準備会を代表します。
- 準備会の事務を行うため、事務局を設置します。事務局の運営経費及び事業試行の経費の一部については、関係府省等からの支援を得ることを想定しています。
- 準備会には、人材育成に関係する産学官民の幅広い関係者に参加を呼びかけます。
- コンソーシアム設立後は、徐々に収益事業を立ち上げ、数年後には、独立した法人格を持った自立的運営の実現を目指します。




## 準備会及びコンソーシアムへの参加

準備会および環境人材育成コンソーシアムの参加者(会員)は、学校法人・国立大学法人・大学学部又は学科、民法法人(株式会社・財団法人・社団法人等)、独立行政法人、特定非営利活動法人等、国際機関、行政機関(または行政職員)、大学教員、その他幹事会が認めた組織(者)等となります。

## 問合せ先

**IGES** 財団法人地球環境戦略研究機関  
〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口 2108-11  
電話 046-855-3852 (高橋・太田)  
Eメール uni-cons@iges.or.jp

 環境省環境教育推進室  
〒100-3975 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2  
中央合同庁舎 5号館  
電話 03-5521-8231 (中島・有井)

「アジア環境人材育成イニシアティブ」ウェブサイト <http://www.env.go.jp/policy/edu/asia>